

令和7年度八戸市新規高等学校卒業者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新規高卒者の市内就職の促進と生活の安定を図るため、新規高卒者を常用労働者として雇用した事業主に対し、雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規高卒者 令和7年3月に高等学校を卒業し、卒業時に就職が決定していなかった者（八戸市障がい者雇用奨励金交付要綱第2の第1項第1号、第2号に掲げる障がい者・重度障がい者を除く）をいう。
- (2) 常用労働者 雇用保険の被保険者区分が1である者のうち、週の勤務時間が30時間以上の者をいう。

(奨励金の交付対象事業主)

第3 奨励金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険適用事業の事業主（ただし、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）であること。
 - (2) 市内に事業所を有するものであること。
 - (3) 市内に居住する新規高卒者を令和7年3月の高等学校卒業後から令和8年3月31日までに常用労働者として雇用していること。
 - (4) 納付すべき市税を滞納していないこと。
- 2 前項に該当する事業主であっても、同一の事業所において、奨励金の対象となった新規高卒者を再び雇い入れた場合には、奨励金の交付対象としない。

(奨励金の額)

第4 奨励金の額は、新規高卒者（引き続き6か月以上継続して雇用されているものをいう。以下同じ。）1人につき月額10,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新規高卒者の勤務した日数（年次有給休暇を取得した日を含む。第8において同じ。）が16日に満たない月に係る奨励金の額は、0円とする。

(交付対象期間等)

第5 奨励金の交付の対象となる期間は、新規高卒者ごとに、雇用した日の属する月の翌月から起算して12か月まで（当該期間の満了前に新規高卒者が離職した場合にあっては、雇用した日の属する月の翌月から当該離職した日が属する月まで）とする。

- 2 奨励金は、雇用した日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに区分し、当該区分した期間ごとに交付するものとする。

(受給資格申請)

第6 奨励金の交付を受けようとする事業主は、新規高卒者を雇用した日の属する月の

翌月から起算して6か月以内に、八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金受給資格決定申請書（別記1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用保険の被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (2) 雇用した者が新規高卒者であることを証明する書類（卒業証書等の写し）
- (3) 雇用条件通知書の写し又はこれに代わるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により申請する場合において、新規高卒者を雇用する日前6か月以内に事業所内において解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く。第8において同じ。）により離職した者がいるときは、当該新規高卒者に係る申請をすることができないものとする。

（受給資格決定）

- 第7 市長は、第6に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査の上、受給資格の可否を決定し、その旨を八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金受給資格決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知する。

（交付申請）

- 第8 第7の規定により奨励金受給資格の決定通知を受けた事業主は、第5の第2項に規定する区分した期間の経過後10日以内に八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金交付申請（実績報告）書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付の対象となる月の勤務した日数を証明するもの
- (2) 離職した新規高卒者がいるときは、当該新規高卒者に係る雇用保険被保険者喪失確認通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により申請する場合において、当該申請に係る期間内に解雇により離職した新規高卒者がいるときは、当該新規高卒者に係る申請をすることができないものとする。

（交付決定）

- 第9 市長は、第8に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査の上、奨励金交付の可否及び金額を決定し、八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金交付決定（確定）通知書（別記第4号様式）又は八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金不交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

- 第10 奨励金は、第9の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた事業主の請求により交付する。

（交付決定の取消等）

- 第11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附

この要綱は、令和7年4月1日から実施し、令和7年3月の高等学校卒業後から令和8年3月31日までの間に新規高卒者を雇用した事業主について適用する。